

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

監査公表

○平成29年度財政援助団体等監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○平成29年度学校監査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

監 査 公 表

静岡市監査公表第12号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

平成30年 1 月11日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

記

第1 監査の種類及び対象

1 財政援助団体監査

(1) 興津川保全市民会議交付金

ア 所管部局 環境局環境創造課

イ 団体 興津川保全市民会議

(2) 海の日イベント（第20回ビーチフェスタinかんばら）補助金

ア 所管部局 建設局土木部河川課

イ 団体 第20回ビーチフェスタinかんばら実行委員会

2 出資団体監査

(1) 株式会社駿府楽市

所管部局 経済局商工部産業振興課

(2) 社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課

3 指定管理者監査

生涯学習センター

(1) 所管部局 市民局生涯学習推進課

(2) 指定管理者 静岡市文化振興財団共同事業体

第2 監査方法

監査対象団体に係る出納その他の事務について、抽出による関係書類の調査などを行った。また、出資団体監査及び指定管理者監査においては、所管部局及び団体等の職員からの監査委員による説明聴取を行った。

さらに、指定管理者監査については、対象施設（11施設）のうち葵生涯学習センター及び北部生涯学習センター美和分館への現地調査を併せて行った。

第3 監査範囲

平成28年度における出納その他の事務の執行

第4 監査期間

平成29年 8 月18日から平成30年 1 月 9 日まで

第5 監査結果

監査した結果、指定管理者監査において指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、各監査の主な着眼点、監査の結果、意見及び監査対象の概要については後述する。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

財政援助団体監査

1 監査の対象

(1) 興津川保全市民会議交付金

- ア 所管部局 環境局環境創造課
- イ 団体 興津川保全市民会議

(2) 海の日イベント（第20回ビーチフェスタ inかんばら）補助金

- ア 所管部局 建設局土木部河川課
- イ 団体 第20回ビーチフェスタ inかんばら実行委員会

2 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確か。補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- イ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等見直しをする必要のあるものはないか。
- ウ 財政援助団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

- ア 事業は、計画及び交付条件等に従って実施され、十分効果があげられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- イ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

3 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の指導事項について別途指導した。所管部局においては、適切な措置を講じられたい。

4 意見

海の日イベント（第20回ビーチフェスタ inかんばら）補助金

【補助金交付目的の明確化について】

本件補助対象事業は、旧蒲原町において平成8年に始まり、平成18年の静岡市との合

併後は、海岸保全と環境保護の普及・啓発を図ることを目的に実行委員会が行う事業に対する補助金として、現在まで継続されてきたものである。

このような経緯をもつ本件補助金であるが、特段の理由がないにもかかわらず支出の拠り所となる交付要綱が制定されていないばかりか、支出のための事業決裁にも補助の目的が明確に記載されていなかった。

本件補助金がこれまで一定の成果を上げ、旧蒲原町における一大イベントとして地域に定着してきている実情に鑑みて、今後さらに継続・発展を望むのであれば、本件補助金の支出の拠り所となる交付要綱の必要性を認識し、本件補助対象事業の目的を再確認して、その将来について実行委員会と十分協議した上であるべき形について検討する必要があると考える。

5 監査した補助金等の概要

興津川保全市民会議交付金

財政 援助 団体	名称	興津川保全市民会議
	事務局所在地	静岡市葵区追手町5番1号
	設立年月日	平成6年8月1日
	収支の状況	収 入 2,339,557円 支 出 2,135,036円 収支差引額 204,521円
交付 金の 概要	交付事業の目的	興津川の良好な水質及び適正な流量並びに興津川流域の優れた自然景観を保全するため、興津川流域において環境保全活動を行っている興津川保全市民会議の活動を支援すること。
	交付金額	1,577,000円
	交付対象となった事業	興津川保全市民会議が実施する興津川保全に関する事業及び会運営に関する経費
指摘事項件数		0件
指導事項件数		1件

※収支の状況及び交付金額は、平成28年度実績を示す。

海の日イベント（第20回ビーチフェスタ in かんばら）補助金

財 政 援 助 団 体	名称	第20回ビーチフェスタ in かんばら実行委員会
	事務局所在地	静岡市清水区蒲原10番地の8
	設立年月日	平成18年7月1日
	収支の状況	収 入 1,864,178円 支 出 1,628,948円 収支差引額 235,230円
補 助 金 の 概 要	補助事業の目的	海岸保全と環境保護の普及・啓発を図ること。
	補助金額	600,000円
	補助対象となつた事業	第20回ビーチフェスタ in かんばら
指摘事項件数		0件
指導事項件数		0件

※収支の状況及び補助金額は、平成28年度実績を示す。

出資団体監査

1 監査の対象

(1) 株式会社駿府楽市

所管部局 経済局商工部産業振興課

(2) 社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

所管部局 保健福祉長寿局健康福祉部障害者福祉課

2 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

ア 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

イ 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

ウ 出資者としての権利行使は適切に行われているか。

(2) 出資団体関係

ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

ウ 現金や預金通帳、銀行印の管理体制は適切か。

エ 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

3 監査の結果

監査した結果、指摘事項等はなかった。

4 意見

(1) 株式会社駿府楽市

【(株) 駿府楽市の将来像について】

ア 駅・駿府楽市について

(株) 駿府楽市が運営する JR 静岡駅にある駿府楽市 (以下「駅楽市」という。) は、市が管理運営を委託している「静岡市特産品展示コーナー」と土産物等を販売する店舗とが一体となった施設であるが、設立当時とは駅楽市を取り巻く状況は大きく変化して

いる。食品等の土産物の多くは駅入口に近接する店舗に客を奪われて売上は減少傾向にあり、駅の奥に立地する駅楽市への誘客増は困難な状況にある。さらに、オープンから25年が経過した施設の老朽化が著しく、駅楽市の店舗部分と市の展示場部分とを同時に改修する計画が持ち上がっている。しかし、このような課題を抱えながらも、駅楽市が今後目指す姿はどのようなものなのかの所管課と（株）駿府楽市双方からの具体的な説明はなく、このままでは、明確かつ広範なコンセプトがない状態のままでの改修計画や売上増加対策となってしまうおそれがある。駅楽市の存在意義が地場産業の振興にあるとするならば、駅に存在し続ける必要性も含めて検証すべき時期に来ているものと考えられる。

イ 駿府匠宿について

（株）駿府楽市が指定管理者として運営する駿府匠宿については、平成27年度以降の展示施設の無料化や平成28年度の駐車場料金の値下げなどの努力は認められるものの、近年目標入場者数27万人を達成できない状況が続いている。このような状況の中、平成29年3月に策定された「アセットマネジメントアクションプラン」では中規模改修による長寿命化を図ることとされ、別棟の体験工房を移動させて他の体験施設と集約させる構想が示されているが、抜本的な対策とはいえない。

駿府匠宿の条例上の設置目的は、「市民が工芸に親しみ、歴史に触れることにより、地場産業及び地域の歴史への理解を深めるとともに、地域経済の活性化を図るため」とされているが、駿府匠宿は東海道二峠六宿のうちの、丸子宿及び宇津ノ谷峠が近接する歴史資源豊かな地域にあり、観光交流や地域のまちおこしといった視点からもその存在意義を見出すことができる位置にある。したがって、既存の条例の目的をさらに深化・発展させるためにも、地域のまちおこし運動との積極的な連携や道の駅化のアイデアなど、幅広い発想の下に今後の展開を検討する必要があるものと考えられる。

ウ （株）駿府楽市の将来像について

（株）駿府楽市については、これまで述べたように、駅楽市、駿府匠宿ともに施設の老朽化に伴う改修の必要性や利用者減少対策などが課題となっており、また株式会社としての財務体質が脆弱で、このままでは将来経営上厳しい局面に至ることも予想される状況にある。このような中、平成26年3月の市行財政改革推進審議会の答申書では、外郭団体として株式会社形態についての再検討を促す意見が述べられているが、所管課と

(株)駿府楽市の両者の中でこの点についての検討もなされないまま双方ともに所与の状況を前提とした認識しか示さず、具体的な将来像を描いてゆこうとする姿勢も見られなかった。

所管課は、最大の出資者としてこのことについての主導的な役割を果たし、他の株主とともに(株)駿府楽市の将来像を確立してゆく責任があると考えます。

今後、所管課は「静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針」に基づき、平成30年3月までに外郭団体に係る個別の指針を策定することであるが、これらの諸課題について、(株)駿府楽市がこれまで担ってきた役割や使命を検証し、設立当初と比べて大きく変化している現状を踏まえて、明確な将来像を確立した上で当該指針を策定することを期待するものである。

(2) 社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

【(社)静岡市しみず社会福祉事業団の将来像について】

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団(以下「事業団」という。)が市から指定管理及び委託により運営管理する施設については、施設の老朽化や利用者からの要望への対応など様々な課題に対して、財源の問題を理由として所管課と事業団の間で修繕計画などの具体的な協議が進捗していない状況であった。一方、これらの施設の今後のあり方については、アセットマネジメント(公共建築物施設群別マネジメント方針)において「継続・民営化」の方向性が示される中、所管課としては民営化を指向しないとのことであったもののそれ以上の説明はなく、平成26年3月に市行財政改革推進審議会の答申書で示された「公設民営であるという役割の明確化」や「期待される事業展開」などの意見を踏まえた検討も行われている様子はなかった。

所管課は、市が出資者として事業団の将来像を主導的に考えてゆくべき立場であることを踏まえて、外郭団体として事業団に期待する役割や今後の経営のあり方などを明確に説明し、施設の老朽化対策などの諸課題に対して事業団とともに向き合う姿勢が求められる。

このような状況において、市は「静岡市外郭団体の活用及び連携に係る指針」に基づき平成30年3月までに各外郭団体ごとに活用・連携に係る市の考えを整理した上で個別の指針を策定し、各外郭団体はこれを前提とした経営計画を立てることとされている。

所管課は、今後の指針策定に当たっては、前述の諸課題を踏まえた上で、事業団の将来像、市が期待する役割、今後の経営のあり方などを両者で真摯に議論を重ね、事業団の理解の下「真のパートナーシップ」が確立され、本市の障害者福祉の充実に結び付くものとなるよう期待するものである。

5 監査した団体の概要

株式会社駿府楽市

設立年月日	平成3年5月24日
所在地	静岡市葵区黒金町47番地
設立目的	地場産業界の振興及び発展に寄与すること。
資本金	50,000,000円（うち静岡市の出資金25,500,000円）
組織	代表取締役社長1人、代表取締役専務1人、取締役5人、監査役1人、従業員58人
事業 (定款に記載 された事業)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地場産業における関係情報の収集処理並びに販売に関する業務 2 地域産業に関する企画、立案及び販売の斡旋に関する業務 3 地場製品の販路拡大と需要開拓及び伝統産業の保存育成に関する業務 4 繊維製品、陶器、履物等の伝統工芸品並びに民芸品の紹介及び展示販売に関する業務 5 和洋小物類の紹介及び展示販売に関する業務 6 農林水産物並びにその加工食品の紹介及び展示販売に関する業務 7 菓子類の紹介及び展示販売に関する業務 8 地酒並びにワインの紹介及び展示販売に関する業務 9 日用雑貨品、玩具、娯楽用品の販売に関する業務 10 飲食店の経営に関する業務 11 観光情報サービスに関する業務 12 公共施設等の管理運営に関する受託業務 13 前各号に掲げる物品の配送、搬送に関する業務 14 前各号に付帯する一切の業務
経営成績・ 財政状態	貸借対照表、損益計算書は、別表1～2のとおり
指摘事項件数	0件
指導事項件数	0件

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	28年度	27年度	増減
流動資産	130,908,693	114,985,372	15,923,321
固定資産	3,086,631	2,940,010	146,621
資産の部合計	133,995,324	117,925,382	16,069,942
流動負債	58,308,142	48,240,752	10,067,390
固定負債	17,514,743	15,214,743	2,300,000
負債合計	75,822,885	63,455,495	12,367,390
資本金	50,000,000	50,000,000	0
利益剰余金	8,172,439	4,469,887	3,702,552
純資産の部合計	58,172,439	54,469,887	3,702,552
負債及び純資産の部合計	133,995,324	117,925,382	16,069,942

【別表2】損益計算書

(単位：円)

科目	28年度	27年度	増減
売上高	427,881,952	421,142,141	6,739,811
売上原価	276,311,299	292,984,714	△16,673,415
売上利益	151,570,653	128,157,427	23,413,226
受託事業収入	206,559,632	237,505,735	△30,946,103
雑収入	1,747,674	2,644,887	△897,213
売上総利益	359,877,959	368,308,049	△8,430,090
販売費及び一般管理費	353,923,418	363,133,238	△9,209,820
営業利益	5,954,541	5,174,811	779,730
営業外収益	2,055,825	2,146,332	△90,507
営業外費用	2,119,814	2,068,391	51,423
経常利益	5,890,552	5,252,752	637,800
税引前当期利益	5,890,552	5,252,752	637,800
法人税、住民税及び事業税	2,188,000	1,140,900	1,047,100
当期純利益	3,702,552	4,111,852	△409,300

※ 各表中において、減数又は負数は、「△」で表示した。

社会福祉法人静岡市しみず社会福祉事業団

設立年月日	昭和57年 4 月 1 日
所在地	静岡市清水区駒越西二丁目10番10号
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。
基本財産	3,000,000円（全額静岡市からの出資金）
組織	理事長 1 人、常務理事 1 人、理事 4 人、評議員13人、監事 2 人、職員68人
事業（定款に記載された事業）	1 障害福祉サービス事業の経営 2 身体障害者福祉センターの経営 3 特定相談支援事業の経営 4 障害児相談支援事業の経営
経営成績・財政状態	貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書は、別表 1～3 のとおり
指摘事項件数	0 件
指導事項件数	0 件

【別表1】貸借対照表

(単位：円)

科目	28年度	27年度	増減
流動資産	235,581,438	218,929,967	16,651,471
固定資産	145,666,901	137,048,833	8,618,068
資産合計	381,248,339	355,978,800	25,269,539
流動負債	26,399,650	26,808,056	△408,406
固定負債	54,244,447	55,591,012	△1,346,565
負債合計	80,644,097	82,399,068	△1,754,971
基本金	3,000,000	3,000,000	0
国庫補助金等特別積立金	150,064	85,428	64,636
その他の積立金	125,634,874	117,134,874	8,500,000
次期繰越活動収支差額	171,819,304	153,359,430	18,459,874
純資産合計	300,604,242	273,579,732	27,024,510
負債及び純資産合計	381,248,339	355,978,800	25,269,539

【別表 2】 事業活動収支計算書

(単位：円)

科目	28年度	27年度	増減
サービス活動増減の部 収益	413,834,489	402,031,028	11,803,461
サービス活動増減の部 費用	392,409,180	404,853,628	△12,444,448
サービス活動増減差額	21,425,309	△2,822,600	24,247,909
サービス活動外増減の部 収益	2,684,404	2,623,653	60,751
サービス活動外増減の部 費用	43,200	33,824	9,376
サービス活動外増減差額	2,641,204	2,589,829	51,375
特別増減の部 収益	3,017,565	2,439,210	578,355
特別増減の部 費用	124,204	69,563	54,641
特別増減差額	2,893,361	2,369,647	523,714
当期活動増減差額	26,959,874	2,136,876	24,822,998
繰越活動増減差額の部			
前期繰越活動増減差額	153,359,430	149,998,852	3,360,578
当期末繰越活動増減差額	180,319,304	152,135,728	28,183,576
基本金取崩額	0	0	0
その他の積立金取崩額	0	6,223,702	△6,223,702
その他の積立金積立額	8,500,000	5,000,000	3,500,000
次期繰越活動増減差額	171,819,304	153,359,430	18,459,874

【別表3】資金収支計算書

(単位：円)

科目	28年度予算額	28年度決算額	差額
事業活動による収支 収入	416,215,000	416,518,893	303,893
事業活動による収支 支出	392,333,000	390,069,328	2,263,672
事業活動資金収支差額	23,882,000	26,449,565	2,567,565
施設整備等による収支 収入	-	124,200	124,200
施設整備等による収支 支出	1,270,000	1,267,380	2,620
施設整備等資金収支差額	△1,270,000	△1,143,180	126,820
その他の活動による収支 収入	-	-	-
その他の活動による収支 支出	9,002,000	8,996,800	5,200
その他の活動資金収支差額	△9,002,000	△8,996,800	5,200
予備費支出	-	-	-
当期資金収支差額合計	13,610,000	16,309,585	2,699,585
前期末支払資金残高	212,338,000	212,341,269	3,269
当期末支払資金残高	225,948,000	228,650,854	2,702,854

※ 各表中の符号の用法等は、次のとおりである。

- 1 該当数値がないものは、「-」で表示した。
- 2 減数又は負数は、「△」で表示した。

指定管理者監査

1 監査の対象

- (1) 施設の名称 生涯学習センター11館
- (2) 所 管 部 局 市民局生涯学習推進課
- (3) 指定管理者 静岡市文化振興財団共同事業体

2 監査の主な着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(2) 指定管理者関係

- ア 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

3 監査の結果

監査した結果、次の2件の指摘事項については是正・改善を求めた。所管部局においては適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

(1) 年度評価について

平成28年度には8件の事務事故（車検切れ車両の使用、マスターキー及び機械警備用カードキーの紛失など）が発生したが、指定管理者制度の手引には、事故が発生した場合は必ず年度評価シートにおいて改善を指示すべきと定められているにもかかわらず、所管課が作成したシートには事故について一切の記載がなく、所管課は事故についての評価を怠っていた。

各年度の評価結果は、指定管理期間終了後の総合評価に反映されるため、業務の履行状況を正しく評価するためには、施設管理に関わる事故について漏れなく年度評価シートに記載されていることが重要であるから、所管課は事故についての評価を遺漏なく実施すべ

きである。

(2) 財務諸表の提出について

指定管理者制度の手引では、指定管理者の財務諸表を年度報告に添付することされているが、指定管理者業務仕様書にはその旨が記載されていなかったため、事業報告（年度報告）の際に財務諸表が提出されず、指定管理者の財務状況について評価されていなかった。

当該事業については、公募による指定管理者の選定を行っていることから、事業を安定的・持続的に実施可能であるかどうかを判断するためには指定管理者の経営状況を把握することが重要であるため、年度報告において確実に財務諸表の提出を求めて年度評価を行うべきである。

4 意見

【所管課と指定管理者の連携強化について】

生涯学習センターは、第2次生涯学習推進大綱で目指す「学びのサイクル」を実現するための基盤づくりの拠点として位置付けられ、3次総重点プロジェクトの中の「共生都市」の推進の一環として重要な位置を占めている。したがって、生涯学習センターの運営に当たっては、「公の施設の管理運営」の側面からだけでなく、このような市政運営上の重要な役割を担う責任があることを前提として、所管課と指定管理者の間の認識共有を深めてゆく必要がある。

しかしながら実際には、生涯学習センターの運営について次のような課題が見られた。

① 利用者数減少と収益の悪化について

生涯学習センターの運営においては、各センター間を横断するようなプロジェクトや大学との連携など新規層への訴求を図る試みが行われるなど、指定管理者の努力が見られる点多々あるものの、利用者数の減少傾向や利用状況の低迷状態に歯止めがかけられていない上、平成28年度の収支状況は1,500万円以上の赤字となっている。

利用者数については、平成34年度には生涯学習センター全体の年間利用者数を146万人とする中長期の目標設定は行われているものの、年度ごと・施設ごとの具体的な目標は設定されていなかった。中長期的な目標を達成するためには個別のPDCAサイクルの仕組みを整備し、年度ごと・施設ごとの目標を達成する必要がある。

収支の悪化の点について所管課は、協定書の取決め内容と指定管理者が公益財団法人であり、当該財団全体の経営が黒字であるという点を理由にこれを問題視しない姿勢で

あった。しかし、生涯学習センターを安定的かつ継続的に運営していくためには指定管理業務の収支が赤字であることは正常な状態ではなく、指定管理者が収支改善に向けた取組を行うことはもちろんではあるが、所管課も当事者意識を持って、指定管理者とともにその原因の解明や改善点などについて検討すべきである。

② 女性学級について

生涯学習センターにおける女性学級は、教育委員会の補助執行事務である社会教育事業として長年にわたって地道に実施され続けてきており、今日的課題となっている「女性活躍推進事業」が注目される以前からその礎となるべき厚みのある事業が展開されている。それにもかかわらず、所管課及び指定管理者の双方にはそのような認識が乏しく、女性学級と女性活躍推進事業を連携させようとする姿勢は見られなかった。

この点については、指定管理者には社会教育事業としてのこれまでの実績を踏まえつつ今日的な課題である「女性活躍の推進」に資する企画運営を望むとともに、所管課には、この事業が全庁挙げての市の課題の一翼を担っているものであるとの認識の下に生涯学習施策の推進に邁進されることを望むものである。

5 監査した施設の概要

施設 の 概 要	所在地	葵生涯学習センター 静岡市葵区東草深町3番18号 西部生涯学習センター 静岡市葵区田町三丁目46番地の5 東部生涯学習センター 静岡市葵区千代田七丁目8番15号 北部生涯学習センター 静岡市葵区昭府二丁目14番1号 藁科生涯学習センター 静岡市葵区羽鳥本町5番9号 西奈生涯学習センター 静岡市葵区瀬名二丁目32番43号 南部生涯学習センター 静岡市駿河区南八幡町25番21号 長田生涯学習センター 静岡市駿河区寺田131番地の1 大里生涯学習センター 静岡市駿河区中野新田57番地の5 駿河生涯学習センター 静岡市駿河区小鹿二丁目25番45号 北部生涯学習センター美和分館 静岡市葵区安倍口団地5番1号
	設置時期	昭和31年10月1日（葵生涯学習センター）から 平成21年9月5日（北部生涯学習センター美和分館）まで
	設置目的	市民の自発的な学習活動を支援することにより、学習活動を通じて地域の交流及び連携を図り、もって市民主体のまちづくりを推進すること。
	従事員数	文化振興財団職員のうち生涯学習センター関係職員数 119人 うち正規職員36人、嘱託22人、臨時2人、パート59人 N T Tファシリティーズ東海支店社員数 295人 うち社員199人、契約社員53人、スキルドパートナー43人
	主な施設	ホール、集会室、和室、調理実習室、展示コーナー、会議室、事務室
団 体 の 概 要	名称	静岡市文化振興財団共同事業体
	所在地	静岡市葵区御幸町4番地の1
	設立年月日	平成25年11月1日
	設立目的	公益財団法人静岡市文化振興財団及び株式会社N T Tファシリティーズ東海支店は、静岡市生涯学習センター11館、静岡市南部勤労者福祉センター、静岡市小鹿老人福祉センターの指定管理公募にあたりグループを結成し、申請関係書類の作成、提出を行い、指定管理者として施設管理運営業務を共同連帯して履行すること。

指 定 管 理 の 状 況	選定方法	公募
	指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
	指定管理料	411,794,000円（利用料金制は採用していない。）
	主な管理業務内容	1 生涯学習に関する講座等の実施業務 2 社会教育に関する講座等の実施業務 3 生涯学習センターの利用に関する業務 4 施設、設備の維持管理業務 5 防火管理業務 6 大規模災害発生時の災害対応業務
	収支の状況	収 入 額 429,226,190円 支 出 額 444,708,482円 収支差引額 △15,482,292円
指摘事項件数	2 件	
指導事項件数	0 件	

※指定管理料及び収支の状況は、平成28年度実績を示す。

静岡市監査公表第13号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を行った結果について、同条第9項の規定により、これを公表する。

平成30年 1 月15日

静岡市監査委員 村 松 眞
同 杉 原 賢 一
同 亀 澤 敏 之
同 中 山 道 晴

記

- 1 監査の種別
学校監査

2 監査対象

例年、市内の市立小学校87校及び中学校43校について、校数が均等になるよう3地域〔①葵区（一部地域を除く。）・②清水区・③駿河区及び葵区の一部地域〕に分割し、3年サイクルで監査を実施している。

今年度は、清水区を対象とし、小学校30校及び中学校16校について監査を実施した。

小学校	清水入江、清水浜田、清水岡、清水船越、清水有度第一、清水有度第二、清水、清水不二見、清水駒越、清水三保第一、清水三保第二、清水辻、清水江尻、清水飯田、清水飯田東、清水高部、清水高部東、清水袖師、清水庵原、清水興津、清水小島、清水小河内、清水宍原、清水中河内、清水西河内、清水和田島、蒲原西、蒲原東、由比、由比北
中学校	清水第一、清水第二、清水第三、清水第四、清水第五、清水第六、清水第七、清水第八、清水飯田、清水袖師、清水庵原、清水興津、清水小島、清水両河内、蒲原、由比

3 監査範囲

平成29年4月1日から8月31日までに執行された事務事業

4 監査方法

学校長の権限に係る財務等に関する事務事業の執行状況、薬品及び個人情報の管理状況、学校施設の安全性等について、抽出により関係書類の調査を実施した。また、平成27・28年度に引き続き、学校内における危機管理体制についても関係書類の提出を求めて調査を実施した。なお、この危機管理体制についての調査は、本年度をもって全校を一巡することとなり、その総括について後述する。

監査対象校のうち、小学校4校（清水江尻、清水高部東、清水庵原、清水小島）及び中学校4校（清水第一、清水飯田、清水袖師、清水小島）については、関係書類の調査のほか関係職員からの説明聴取等を行い、このうち清水高部東小学校及び清水飯田中学校において監査委員による現地調査等の監査を実施した。

5 監査期間

平成29年9月15日から平成30年1月9日まで

6 監査結果

監査した結果、1件の指摘事項があったため、是正・改善を求めた。また、このほかに8件の指導事項があった。

(1) 学校施設の目的外使用許可等の状況

学校長許可に係る2日以内の学校施設の目的外使用許可及び一時的使用承認の事務処理について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、一時的使用承認の手続に関する1件の指導事項があった。

(2) 郵券等金券類の管理状況

郵券等金券類の管理状況について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(3) 備品の管理状況

今年度及び過年度に購入等した備品の管理について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、備品登録に関する1件の指導事項があった。

(4) 薬品類の管理状況

理科準備室及び保健室における薬品の管理状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、薬品管理簿の記載に関する1件の指導事項があった。

(5) 校内及び校外における安全管理の状況

学校活動における防犯対策及び通学路等における交通安全対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。



校外における安全管理の状況確認（清水高部東小学校）

(6) 災害対策に係る状況

災害発生時における児童・生徒に対する安全確保対策について監査した結果、指摘事項等は認められなかった。

(7) 個人情報の管理状況

学校における児童・生徒などの個人情報保護及び情報セキュリティの状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、USBメモリ等貸出簿の記載に関する1件の指導事項があった。



質疑応答（清水飯田中学校）

(8) 施設、器具等の管理状況

校舎、プール等の施設及びサッカーゴール等の器具などの管理状況について監査した結果、下記1件の指摘事項について是正・改善を求めた。

また、AED等の管理に関する2件の指導事項があった。

【指摘事項】

<清水高部東小学校>

本監査の実施において、昨年度から大雨の際に運動場の一部が陥没する事象が度々発生しているとの説明があったため、現地の危険箇所を確認した上学校施設の管理を所管する教育施設課に説明を求めたところ、次の事実が明らかになった。

ア 雨水多孔管の埋設

本市は、巴川への雨水流入の負担を軽減させるため、巴川流域周辺の校庭に雨水貯留施設としての機能を持たせることとし、当該運動場には雨水多孔管20本が埋設されていた。

このような地下に埋設される雨水多孔管は、通常はその両端が周辺の排水路に接続されて排水される構造となっているが、当該運動場は不整形の形状であったため、片側部分だけが排水路に接続され、もう一方の部分は地中に埋設されたままの状態となっていた。さらに、その排水路に接続されない側の先端には麻袋が被せられて多孔管内への周辺の土砂の侵入を防ぐ措置がとられていた。このような工法の採用は本市内の雨水貯留機能を持たせた学校においては清水高部東小学校の校庭だけであった。

イ 陥没の原因

本件陥没の原因は、アの工法により埋設された雨水多孔管の先端部に被せた麻袋が経年劣化により破損し、そこに周辺の土砂が流れ込んだため、多孔管の排水機能が損なわれて運動場の一部が陥没したものと推定される。

ウ 陥没の発生

陥没が初めて発生したのは、平成28年度（2箇所、修繕済）であり、さらに平成29年度（2箇所、修繕済）にも、再度陥没が発生している。



大雨後の運動場陥没時の写真

運動場の様子（本監査当日撮影）

エ 教育委員会事務局としての対応

雨水貯留施設は建設局土木部土木事務所が所管していることから、この雨水多孔管の修繕は土木事務所が実施していたが、学校施設内で起きた事象であり、児童に損傷を与えかねない事案であるにもかかわらず、教育施設課は事故報告書等の作成及び教育委員会への説明を行っていなかった。

オ 今後の修繕

教育施設課と土木事務所との協議の結果、未修繕である16箇所の多孔管先端部分については、平成29年度中に6箇所の修繕を行い、残り10箇所は平成30年度早々に修繕予定とすることとなった。しかしながら、これらの今後の修繕予定については清水高部東小学校には伝えられていなかった。

以上の事実からは、学校施設の設置管理の瑕疵による国家賠償責任が無過失責任であることを踏まえて事故発生防止を求めた平成27年度の学校監査意見が生かされないこととなった上、同年度以来3年連続して学校施設の危険箇所対策の不備が指摘事項とされる結果となったことから、教育委員会ひいては市全体として内部統制上のリスク管理意識の低

下を指摘せざるを得ない。

さらには、こうしている間にも運動場の陥没がいつ発生するかわからない中、この事象に対して教育施設課には、雨水多孔管の管理が自らの所管でないとの認識から、すべての危険箇所の修繕が平成30年度に先送りされることとなっている点についての配慮を示さず、当事者意識の欠如が見られた。

(9) 学校内における危機管理体制

学校内における事件・事故、いじめ及び体罰に関して、教育委員会へ連絡・報告を行う体制及び未然防止、再発防止等に係る取組の状況について監査した結果、指摘事項は認められなかった。

なお、事故報告に関する2件の指導事項があった。

7 意見

(1) 学校徴収金の滞納問題について

児童・生徒の就学において必要とされる学年費、学校給食費、修学旅行費等の学校徴収金の滞納問題については、教職員が時間外に家庭訪問等を実施するなど対応に苦慮し、教職員の負担となっているという声が本年度のみならず過去の学校監査でも聴かれる。

学校徴収金には、学年費のように各学校固有の必要性によってその種類・金額が異なるものや学校給食費のように公会計化への移行、仕組みのあり方の見直しが求められているものなど様々な問題を抱えているものがある。

そのような学校徴収金については、経済的に困窮している者に対しては、就学援助制度の対象とされていることから、滞納者は「払えるお金があるのに滞納をしている」というケースが主流であることがうかがえる。

こうした中であって、平成29年11月に中央教育審議会特別部会において、学校給食費などの学校徴収金の徴収・管理については学校以外が担うべき業務とし、自治体や保護者に委ねるとの中間まとめ案が示されたところである。

このように学校徴収金の課題は全国的な共通課題と認識されており、その抱える問題は、それぞれの学校の対応にのみ委ねるべきものではなく、全市的な取組が求められるものである。

この課題は、教育委員会として避けて通れない喫緊の課題であり、その課題解決に向けた研究検討や組織的対応に速やかに着手すべきである。

(2) スクールソーシャルワーカーの不足について

スクールソーシャルワーカーは、いじめ、不登校などの学校生活における諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るために配置され、状況の把握や福祉窓口などの関係機関と連携し、隠れた貧困問題の掘り起しにつなげるなど教育と福祉を繋ぐ役割を果たしている。

学校現場の教職員からもスクールソーシャルワーカーを配置する意義は高く評価され、その役割に大きな信頼が寄せられる一方で、需要に対するスクールソーシャルワーカーの絶対数の不足が現場の声として寄せられている。

教育委員会としてもこのような声に応えるべく、平成29年度に10名から12名にスクールソーシャルワーカーを増員しているところであるが、なお不足であるとの声が寄せられている。

教育委員会には、引き続き貧困等の問題を抱える子供たちへの適切な支援を行うとともに、多忙を極める教職員の負担を少しでも軽減するようこの課題に積極的に取り組んでゆくことを期待する。

8 総括意見（3か年の監査結果を踏まえて）

平成27年度から開始した学校内における危機管理体制を着眼点とした監査は、本年度をもって市内全小中学校に対して実施したこととなる。

この間、「学校内における事件・事故」、「いじめ」及び「体罰」について監査を行い、必要な意見を発したところであるが、いじめ対策については、各学校に設置する「いじめ防止等対策委員会」等の常設組織に必要な応じて保護者や地域代表等をメンバーに加えることとされていたにもかかわらず実際には保護者や地域住民代表等を「いじめ防止等対策委員会」等のメンバーに加えておらず、基本方針の理念と現場の実情がかい離しているとの意見に対し教育委員会では、現場の実情に添うよう基本方針の改定を平成29年7月に実施し、各学校に対し保護者や地域住民代表等の参加を図り地域と連携したものとなるよう周知を図っていた。今後もいじめ防止のため、地域や保護者との結び付きを強めていく努力を続けられたい。

また、この間、市内の小中学校における体罰に関する事案は1件確認されていたが、引き続き監査意見で述べた「見て見ぬふり」をなくし、教育現場全体として体罰防止に対する教職員の意識向上が図られるよう努力されたい。

学校内における事件・事故については、事案自体は継続的に発生しているものの、事故対応や教育委員会への報告はほぼ適正に行われていた。しかし、先に指摘したとおり、学校施

設（学校以外の者が設置したものを含む。）それ自体の瑕疵に係る危機意識については問題を残しており、事故が具体的に発生する前にそのリスクを認識して未然防止に取り組むことが肝要である。

用語説明

1 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性若しくは有効性の観点から改善を要する事項など、特に指摘すべき事項として、地方自治法の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するもの

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項

3 学校施設の一時的使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催の事業等のために学校施設を使用すること（保健所の健康診断、教員採用試験など）

4 学校施設の目的外使用

学校管理運営上支障がある場合を除いて、静岡市主催以外の事業等のために学校施設を使用すること（自治会行事、各種検定試験など）